

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年11月5日（平成26年（行情）諮問第596号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行情）答申第133号）

事件名：特定事業所における労災事故に関し特定労働基準監督署が作成・取得した文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日に特定事業場内で工事中の作業員が死亡した労災事故に関し、貴局が作成した文書、資料、聴き取り記録等（電子メール含む）の一切（ただし、福島労働局、福島労働基準監督署、郡山労働基準監督署、いわき労働基準監督署、会津労働基準監督署、白河労働基準監督署、須賀川労働基準監督署、喜多方労働基準監督署、相馬労働基準監督署分を除く。）のうち富岡労働基準監督署監督部署に関わるもの（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、福島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年7月25日付け福島労発基0725第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示とされた部分のうち、事業場の名称及び所在地を除く部分について、文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法5条2号イにより不開示とされた部分については、事業場の名称、所在地が不開示であれば、特定はできないので、その他の部分については、開示しても当該法人などの権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれはない。したがって、法5条2号イの情報には該当しない。

イ 法5条4号, 同条6号により不開示とされた部分については, 資料ごとにどの部分が不開示情報に当たるのかを個別に判断するべきであり, 全てを一律に不開示とするのは不当な処分である。

(2) 意見書

諮問庁の不開示理由では, 「特定法人の請負関係の情報が記載されており, これを公にすることにより, 当該法人が死亡災害という重大な労災の発生に関する事業場であることが明らかになることから, 当該法人に対する信用を低下させる」とし, 「労働基準監督機関は, 労働安全衛生法に定められた安全衛生基準の確保を図ることを目的にしている」, 「本件文書が公にされた場合, 結果として, 労働基準監督機関による事実の特定が困難となり, もって労働者の労働条件や安全衛生基準の確保が図られなくなるおそれがある」などと主張している。

私はA新聞という報道機関にて記者職をしており, 該当の事故(特定年月日発生の特定事業場特定施設修理工事「基礎杭補修作業中の作業員死亡事故」)が発生した際に, 特定法人をはじめ関係行政機関, 関係者などに取材をした。当時の会見で特定法人は, 現場の改善と再発防止策の徹底を強調している。

ところが, この死亡事故の後にも, 死亡にまでは至らないまでも, 重軽傷を伴う危険な事故案件が多発している。A新聞では, 現場作業員の協力を得て別添資料の記事(省略)でも報じたが, 特定法人では「広報基準にない(休業を伴うなどの大きな事故以外は発表しない)」ことを理由に, 発表していない重傷事故が数多くあることが判明した。実際には, 指の切断や骨折など, 一歩間違えれば深刻な状況になっていたケースも少なくない。また同様に別添資料記事(省略)にもあるとおり, 特定日付に高所作業現場の下で別の作業中, 落下物で重傷を負う事故があったにもかかわらず, 特定日付, 全く同様のケースによる重傷事故を引き起こしている。これらは当該企業が事故対策の改善について後手に回っている可能性があることに加え, 関係行政機関が迅速に対応していれば防げた可能性もある。

従って, 諮問庁の主張する「重大な労災の発生に関する事業場と明らかになれば信用が低下する」ということについては, すでに各種の報道でも3月の本件死亡事故後にも複数の事故が相次いでいることが明らかにしており, 当たらないと考えられる。また労働基準監督機関が目的にしているという「安全衛生基準の確保を図る」点については, 必ずしも早いとは言えない対応からその後も数々の事故を発生させており, 目的を達しているとは言いがたい状況である。さらに, 「文書が公にされた場合, 労働安全基準の確保が図られなくなるおそれがある」という場合ではすでになく, 対応は緊急を要する段階に来ていると思われる。

特定事業場の作業現場は、特殊な作業をする現場であり、通常、一般の労働現場とは状況を異にしている。負傷者個人の特定につながることは避けなければならないが、部分開示をしたところで個人特定につながらない情報は数多くある。日々、負傷者が発生し、いつ生命の危険のある事故が起きてもおかしくない現場の状況を踏まえると、開示請求のあった事故情報は開示することが適切であると考え。情報開示によって事案の一部が公になることで、当該企業が作業現場の迅速な改善に動くことは過去にも例が少なくない。ご検討よろしく願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成26年5月27日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「特定日に特定事業場内で工事中の作業員が死亡した労災事故（以下「本件労働災害」という。）に関し、貴局が作成した文書、資料、聞き取り記録等（電子メール含む。）の一切」に係る開示請求を行った。
- (2) しかし、処分庁において確認を行った結果、特定事業場の管轄は、特定労働基準監督署であることから、請求者に対し請求する対象行政文書を特定労働基準監督署に限定する補正を求め、請求者の同意の下、補正を行った。
- (3) 補正された開示請求に基づき、処分庁が原処分を行ったところ、請求者が、これを不服として、同年8月7日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条2号イ、4号及び6号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件労働災害が発生したことにより、特定事業場を管轄する特定労働基準監督署が本件労働災害を上部機関である福島労働局に法違反等の検討結果を報告するために作成した文書（以下「文書1」という。）及び本件労働災害に係る特定労働基準監督署の対応状況等を記録した文書（以下「文書2」という。）を本件対象行政文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号イについて

文書1については、本件労働災害に係る特定法人に関する請負関係の情報が記載されており、これを公にすることにより、当該法人が死亡災害という重大な労働災害の発生に係る事業場であることが明らかになることから、当該法人に対する信用を低下させ、取引

関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、請求者は、事業場の名称及び所在地に係る情報の開示は求めていないことから、本件対象から除外した。

また、現場名及び現場所在地については、本来、事業場を特定しうる情報であり、法5条2号イの不開示情報に該当するものであるが、本件労働災害に限っては、報道等で既に明らかとなっている情報であるため、開示としたものである。

イ 法5条4号及び6号イについて

労働基準監督機関は、労働基準法に定められた労働者の労働条件確保や、労働安全衛生法に定められた安全衛生基準の確保を図ることなどを目的としており、この目的の達成のため、行政上の権限等を行使するものである。

労働基準監督機関は、これら労働基準関係法令に違反する事実を認めた場合には、その是正を勧告する行政指導（是正勧告）を実施するほか、労働災害発生等の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときなどは、使用停止命令等の行政処分（使用停止等命令）を行うこととしている。さらに、その法令違反が重大又は悪質である場合については、刑事訴訟法に基づき、捜査を行った上で、検察庁に対して送検（司法処分）を行うものである。

このように労働基準監督機関は、是正勧告、使用停止等命令や司法処分の実施に当たっては、必要に応じて、その検討結果を記録し、上部機関である労働局に報告することとしている。

文書1は、本件労働災害に係る法令違反等の検討結果が、文書2は本件労働災害に係る署の対応状況等が記載されており、これらが公にされた場合、署が本件のような死亡災害が発生した際に、どのような対応を取り、どのように法令違反等の確認を行っているかのノウハウが明らかになってしまうことから、事業主等が、是正勧告、使用停止等命令や司法処分を免れるため、どのような事実を明らかにしなければ当該法令違反の事実を隠ぺいし易くなるかが明らかとなることから、結果として、労働基準監督機関による事実の特定が困難となり、もって労働者の労働条件や安全衛生基準の確保が図られなくなるおそれがある。

また、事業主等に対する是正勧告は、使用停止命令等の行政処分や司法処分による刑事罰による威嚇的效果によって一層効果的に機

能するものであるが、これらが公になった場合、この威嚇的効果が生じず、労働基準監督機関が実施する是正勧告に対する事業主の意識が低下することとなった結果、労働者の労働条件や安全衛生基準の確保を図るという行政目的が達成されない結果になりかねない。

したがって、文書1及び文書2の内容を明らかにすることは、労働基準監督機関が行う検査及び取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、労働基準監督機関が行う犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分に係る不開示部分のうち、文書1の標題の15文字目ないし23文字目及び「災害発生状況」欄の下の欄の項目名称部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「事業場の名称、所在地が不開示であれば特定はできないので、その他の部分については、開示しても当該法人などの権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れはない。」等主張しているが、本件対象行政文書に係る不開示該当性については、上記(2)で述べたとおりであり、請求者の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条2号イ、4号及び6号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| ① | 平成26年11月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年11月18日 | 審議 |
| ④ | 同年12月4日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ⑤ | 平成28年1月19日 | 審議 |
| ⑥ | 同年5月26日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年6月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日に特定事業場内で工事中の作業員が死亡した労災事故に関し、貴局が作成した文書、資料、聴き取り記録（電子メール含む）の一切（ただし、福島労働局、福島労働基準監督署、郡山労働基準監督署、いわき労働基準監督署、会津労働基準監督署、白河労働基準監督署、須賀川労働基準監督署、喜多方労働基準監督署、相馬労働基準監督署分を除く。）のうち富岡労働基準監督署監督部署に関わるものであり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1及び文書2の文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条2号イ、4号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、法5条2号イ、4号及び6号イに該当し、なお不開示とすべきとしている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、事業場の名称及び所在地の開示を求めないとしていることから、残りの不開示部分の不開示情報該当性について、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（本件労働災害が発生したことにより、特定事業場を管轄する特定労働基準監督署が本件労働災害を上部機関である福島労働局に法違反等の検討結果を報告するために作成した文書）の不開示部分について

ア 当該部分のうち、標題の不開示部分並びに「関係条文」、「違反の有無」及び「備考」欄については、平成27年2月5日付け富岡労働基準監督署発表資料で公表されている情報とほぼ同一の内容若しくは同公表内容から推認できる内容又は空欄であり、これを公にしても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査及び取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び労働基準監督機関が行う犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「災害発生状況」欄の2行目9文字目ないし12文字目及び31文字目ないし34文字目については、特定事業場の請負関係の情報

が記載されており，これらの部分を公にすると，当該事業場が特定され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条4号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分については，労働基準監督機関における法違反等の検討内容であり，これを公にすると，労働関係法令違反の隠蔽や法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生じることから，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条2号イ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2（本件労働災害に係る特定労働基準監督署の対応状況等を記録した文書）の不開示部分について

当該部分は，本件労働災害に係る特定労働基準監督機関の対応状況等が記載されており，これを公にすると，労働関係法令違反の隠蔽や法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生じることから，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条2号イ，4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の4欄に掲げる部分は，同条2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条2号イ及び6号イに該当すると認められるので，同条4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

1 対象文書		2 不開示部分	3 法 5 条 該 当 根 拠 条 文			4 開示すべき部分
			2 号 イ	4 号	6 号 イ	
1	本件労働災害が発生したことにより、特定事業場を管轄する特定労働基準監督署が本件労働災害を上部機関である福島労働局に法違反等の検討結果を報告するために作成した文書	① 事業場名及び所在地	/	/	/	—
		② ①を除く不開示部分の全て	○	○	○	標題の不開示部分並びに「関係条文」, 「違反の有無」及び 「備考」欄
2	本件労働災害に係る特定労働基準監督署の対応状況等を記録した文書	全て		○	○	なし